

# 男女共同参画宣言都市へ！

にかほ市では、男女共同参画社会実現のため  
平成23年6月1日、「男女共同参画都市」を宣言



本市のまちづくりの基本理念である  
「夢のあるまち 豊かなまち 元気なまち」を実現するために、  
男女が社会の対等な構成員として互いにその人権を尊重し、性別  
に関わりなく、自らの意思で人生を選択し、個性と能力を十分に  
発揮でき、喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現を  
目指して、ここに『男女共同参画都市』を宣言します。

## にかほ市の状況と 男女共同参画都市宣言

にかほ市では、平成19年3月  
に19～23年度の5カ年の「にか  
ほ市男女共同参画計画」を策定  
し、男女共同参画社会に向けた  
意識改革と啓発を進めてきまし  
た。特に、基本目標（※1）の  
一つである「政策・方針決定過  
程への女性の参画の拡大」につ  
いては、女性の視点を市政に反  
映させるため、女性のいない審  
議会や委員会の解消、女性委員  
の登用率を50%とするなどの目  
標を設定。現在、審議会等への  
女性の参入率は、県内はもとよ  
り東北でもトップクラスを維持  
しています（※2）。

今年度は、計画期間最終年で、  
新たな5カ年計画を策定する年  
になります。男女共同参画社会  
の推進は、今後重要な施策の  
一つであり、新たな計画をもと  
に、引き続き啓発活動等を行う  
必要があります。

にかほ市ではさらに気運を高  
めるため『男女共同参画都市』  
を宣言し、身近な地域から男女  
共同参画社会の実現に取り組み  
ます。

### ※1基本目標 (市男女共同参画計画)

- (1) 男女共同参画社会に向けた意識改革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 家庭・職場・地域において多様な生き方が選択できる環境の整備
- (4) 男女共同参画による健康長寿社会の実現

### ※2女性の登用状況

調査時点 (4月)	審議会や 委員会の数	内女性委員 がいる	委員の数	内女性 委員の数	女性比率 (%)
平成19年	17	16	207	84	40.6
20年	20	19	232	96	41.4
21年	20	19	235	91	38.7
22年	25	24	270	108	40.0
23年	24	23	259	110	42.5
↓参考：秋田県内市町村の合計					
22年	614	439	9,010	2,545	28.2

## 本年度の事業から2つを紹介します

### ①男女共同参画 押し掛け対話劇キャラバン隊を派遣

対話劇とは、登場人物の会話だけで進んでいく劇で、会話のなかにメッセージを込めたものです。男女共同参画について考える「きっかけづくり」としていただくため、各団体の行事等にお邪魔して（押し掛け）、対話劇を上演しています。20分程度の内容で料金は無料。お気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】企画情報課 ☎43・7510

### ②男女共同参画講演会

市民の皆さんが男女共同参画社会について考えるため、10月、仁賀保勤労青少年ホームを会場に、講演会を開催する予定です。

昨年はテレビ番組「行列のできる法律相談所」に出演している菊地幸夫氏（弁護士）を講師として開催。市内外から約200名の聴衆が、同氏の弁護士としての、また小学生のバレーボールチーム監督としての経験談などに耳を傾けました。

今年度の講演会の詳細は、後日広報等でお知らせします。  
多くの参加をお待ちしています。

## お知らせ

### ①あきたF・F推進員の募集

「あきたF・F推進員」は、男女共同参画社会の実現に向けて、各市町村での取り組みや地域活動が活発に行われるよう推進する、リーダー的な役割を担います。現在、にかほ市では4名の推進員が活動しています。秋田県男女共同参画課が認定し、研修が必要となりますが、興味のある方は、6月10日(金)まで問い合わせください。

※「F」とは、仕事や家庭、社会へ男女が共に協力し合いながら参画しようという意味を込めた『Fifty・Fifty（フイティ・フイティ）』の略。

【問合せ先】企画情報課 ☎43・7510

### ②「男女イキイキ職場宣言事業所」の募集

秋田県では女性の能力活用やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進などの取り組みを進める事業所等と「男女イキイキ職場推進協定」を結んで、その取組内容のPRを行っています。

また、仕事と育児・家庭の両立支援に取り組み企業へ、奨励金制度を設け応援しています。

※にかほ市では6事業所が協定を結んでいます。

### 【問合せ先】

秋田県男女共同参画課

☎018・860・1555

由利地域振興局地域企画課

☎22・5432

6月は男女共同参画推進月間  
6月23日から29日は男女共同参画週間

秋田県では男女共同参画社会基本法が公布・施行された平成11年6月23日を踏まえ、6月の1カ月間を、男女共同参画推進月間としています。

国では6月23日から1週間を、「男女共同参画週間」としています。

いずれも広報・啓発活動を実施し、広く関心と理解を深めることを目的にしています。



男女共同参画講演会での対話劇